

買受け及び暫定的な借受けの要望を受け付ける物件（熊本県）

ここに掲載されている物件は、買受け及び暫定的な借受けの要望を受け付けています。  
 国有地の売払い及び貸付けは、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定することとなります。  
 暫定的な借受けの要望を受け付ける物件は、物件により貸付けのできる用途・期間が異なります。また、貸付期間が満了した場合には、直ちに原状回復のうえ返還していただく必要があります。さらに、ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があります。  
 買受けや借受けの要望に関する詳細については受付担当課（統括）までお問い合わせ下さい。  
 ホームページの更新の都合上、既に売払いや貸付けの手続きを行っている場合がありますのでご了承ください。

【お問い合わせ先】  
 熊本市西区春日2丁目10番1号  
 九州財務局 管財部 第一統括国有財産管理官  
 電話：096-353-6351（内線3142・3147）

令和7年2月12日現在

整理番号	所在地	登記地目	面積 (平方メートル)	買受要望			借受要望				備考		
				買受 要望	買受参考価格（※1）		貸付けの種類			借受可能 期間		借受要望 受付期間	
					前入札時の 最低売却価格 (円)	前入札 の公示日	一時 貸付け (※2)	3年を 超える 貸付け (※3)	事業用 定期借地 権の設定に よる貸付け (※4)				
1	熊本市中央区琴平1丁目239番9 外3筆	宅地	398.61					○			個別照会	随時	
2	熊本市中央区八王寺町5番1 外1筆のうち	宅地	10,085.63 のうち					○			個別照会	随時	
3	熊本市中央区本荘6丁目1422番14 外1筆	宅地	339.40 27.56の持分 2分の1	○	4,580,000	R4.8.30							
4	熊本市東区長嶺東5丁目1327番	雑種地	76.94					○			個別照会	随時	
5	熊本市南区川尻3丁目1111番	宅地	73.99					○			個別照会	随時	
6	熊本市南城南町塚原字石鳥井1892番9	宅地	157.16					○			個別照会	随時	
7	熊本市南区富合町碓江字地方380番	宅地	640.66					○			個別照会	随時	
8	熊本市北区榑木町鑑田字町原1536番4 外1筆	山林	394.96					○			個別照会	随時	
9	八代市植柳上町字小洲5141番8 外2筆	宅地	1,012.54					○			個別照会	随時	
10	人吉市土手町41番16	宅地	198.18					○			個別照会	随時	
11	荒尾市増永字山浦2559番20	雑種地	222.13 のうち					○			個別照会	随時	
12	玉名市滑石字東原1843番	宅地	523.92					○			個別照会	随時	
13	玉名郡和水町用木字立山2149番4	宅地	197.66					○			個別照会	随時	
14	宇城市三角町波多字越地438番19	宅地	908.76					○			個別照会	随時	建物あり
15	天草市有明町大島子字下2590番2	畑	260.00					○			個別照会	随時	
16	天草市有明町大島子字下2644番4	宅地	445.85					○			個別照会	随時	
17	天草市五和町御領字原9925番1	畑	125.00					○			個別照会	随時	
18	天草市牛深町字石神2040番3	宅地	268.74					○			個別照会	随時	
19	天草市橋本町湯船原字大崎898番1	宅地	97.00					○			個別照会	随時	
20	天草郡苓北町都呂々字立見256番11	雑種地	1,086.66	○	3,220,000	R2.7.21		○	○		個別照会	随時	

(注) 上記の記載事項は掲載時点のものであり、分合筆や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

(※1) 「買受参考価格」は、直近の入札の際に公告した最低売却価格（予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。）を掲載しています。なお、一般競争入札等により売り払う場合には、別途最低売却価格又は予定価格を算定することとなるため、実際に売り払う場合の最低売却価格等と「買受参考価格」は大きく異なる場合があります。

(※2) 「一時貸付け」は、貸付期間が3年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。

(※3) 「3年を超える貸付け」は、貸付期間が3年超30年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。ただし、10年超の貸付けについては、建物所有を目的とした使用はできません。

(※4) 「事業用定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が10年以上30年以内の貸付けです。